

文教福祉委員会

平成27年9月2日（水）  
午前9時00分～午後3時00分  
議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、  
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・保健福祉部 田中保健福祉部長  
ほか、関係職員

【案 件】

・決算議案審査について

○堤委員長

それでは、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、審査に入ります前に執行部の皆様に注意していただきたい点を申し上げます。

執行部におかれては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。なお、決算額の数字の読み上げは必要ありません。また、答弁は役職にかかわらず、質問に対して回答できる方がされるようお願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。

まず、第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款第1項社会福祉費について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款第1項 説明

○堤委員長

以上で、第1項社会福祉費の説明が終わりました。

委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。

○松永憲明委員

68ページの民生委員・児童委員経費のところ、欠員が生じているというお話がありましたけども、この欠員の推移というのをちょっと教えていただけませんか、ここ二、三年。

○成富福祉総務課長

一昨年11月に民生委員さんの更新がございまして、その前が4名でございました。その更新時にかなり多い数字がございましたけども、平成25年12月時点で18名の方が欠員となっております。

その後、いろいろ努力する中で、平成26年3月末時点で15名、7月末時点で7名、その後

また出入りがありまして、今年3月末で8名ということで御報告しております。

現在のところ、さらに2名委嘱いたしまして、6名というのが現状の欠員数になっているところでございます。

○松永憲明委員

ということは、平成25年の11月段階からすると、大幅に改善をしてきたという状況だということなんですけども、こういう状況になるその主な要因というのはどういうところなんでしょうか。

○成富福祉総務課長

1つは、民生委員の業務が難しい、忙しそうだという印象がまず強いということが原因として考えられるかと思います。

また、個人情報の取り扱いが難しい、あるいは住民情報の把握の困難性、福祉の専門的な知識を求められるなど、そういったところに、やはりなかなか手が見つからないということを自治会長様方からお聞きしている状況でございます。

○松永憲明委員

特に世帯数が多い地区だとか、なかなかその状況がつかみにくい団地だとか、そういうところが多くなっているんですか。

○成富福祉総務課長

まさに、定数に達していないところが一つは県営住宅、もう一つは市営住宅というように、なかなか手の方がいらっしやらないというのが現実であろうかと思います。今後も自治会長さんを含めて推薦をお願いしたいと思っております。

○松永憲明委員

多分私もそうだろうというふうに想像しておりました。

しかしながら、今日、非常に民生委員さんの果たす役割というのは大きくなってきているわけでありまして、いろんな研修等も実施されているというふうにお聞きしておりますし、私たちとともにもう少し意見交換の場なんかも、この委員会ともですね、そういったところもして、どうしたほうがいいのかというのをぜひ検討いただければと。これは意見でございます。

○山下明子委員

資料19番の68ページなんですけど、保健福祉の実態調査ですね。

これの対象とか、その方法はどんなふうに行われていたんでしょうか。

○成富福祉総務課長

1つが市民アンケートでございます。アンケートは市民5,000人に対して、無作為抽出により実施しております。回答率は44%ですね、まあまああったほうかと思っております。調査項目は、地域つき合いの頻度や健康状態、地域行事への参加状況、幸福度などの保健福祉に関する実態や考え方を問うものでございまして、総合的なアンケートになっております。

その結果から、友人、知人に会う頻度が高い人、会合、グループへの参加頻度が高い人、こういった人ほど地域に愛着があり、幸福度が高いといったような傾向があるというような調査結果が出ているところでございます。

そのほか、市の既存の保健福祉データを活用しまして、地域ごとの特性や課題を抽出したものとあわせて、地域福祉計画の策定や、今後の各種事業の実施に当たり基礎資料とするものでございます。

結果については、今後公表してまいりたいと考えているところでございます。

○山下明子委員

それは抽出で郵送のアンケートということによろしいですかね。

○成富福祉総務課長

市民アンケートについては郵送によるアンケート調査です。

○山下明子委員

はい、それはわかりました。

そしたら、次、70ページの若年者就労支援のことなんですけれども、対象が15人ということで、これは選んでいるんですかね。それとも、とりあえずこの年は15人とかそういう決め方になっているのかどうか、そこら辺をお願いします。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

この選定の基準につきましては、それぞれ各ケースワーカーがそれぞれのケースに入ってきております。通常のケースワークの中で、この人は若年、いわゆる若くしてひきこもっている状況にあるというのをケースワーカーが把握をしまして、その中から重点的に支援する人ということで、そういう基準で、ケースワーカーの実際のケースワークの中で現状把握して、まずこの15名の支援をしていくというふうな形で、対象者として挙げておるところでございます。

○山下明子委員

例えば、その年度中にまた新たなケースが見つかったとか、ずっと流動していくじゃないですか。新たな受け持ちの中で、発見したらこうだったとか。もちろん動いていくんだと思うんですが、要するに見つかったら見つかったでまた加えていくということによろしいんですか。それとも、とりあえずもう決めたから、これは15人にとりあえず決めておいて、あとはまた、日常的な中でのフォローなんだということなのか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

要は、まず15名は、そこでしっかりやっています。それで、その後、そういう方々が出てくれば、それは適宜そのときにしっかりと対応はしていきたいと思っていますので、そのときにSSFのほうとか、そういったところの力も借りながら、あるいは専門の機関につながりながら、後からわかってきた人についてもしっかりと対応はしているところでございます。

○山下明子委員

そうすると、この事業の対象にするのとしらないのとで何か差がありますか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

まず、この事業は平成25年度と26年度の2カ年の事業として考えておりました。

それで、平成26年度の対象者は、平成25年度末で20人いらっしゃったんですが、そのうち、就労に結びつけられる可能性が高い方をさらに15人に絞って、平成26年度は支援したところでございます。

ですから、平成26年度はもう固定した15名を平成25年度から引き続き、2年間支援をしていったと。結果として、就職者も何人か出てきたという状況でございます。

今、委員御指摘のように、当然ケースワークをしている中で、こういった意欲喚起が必要な方も出てきます。

これについては、今、ハローワークのほうと協働でやっていますえびすワークさがしの窓口のほうで支援をする就労支援員もいます。あるいは、まだひきこもり等でいらっしゃる方については、ケースワーカーの相談対応能力向上事業というのをやっておりますので、そこでケースワークのスキルアップを図って、本来ケースワーカーがやっていく仕事でございますので、平成27年、今年度からはケースワーカーと就労支援のほうで対応していくという形になります。

○山下明子委員

そうすると、この事業自体がSSFに委託していたと思うんですが、SSFとの連携でずっとこうやっていくんだということではなく、この2年でとりあえず終わりみたいなことになるんですかね。ちょっとよくわからないんですけど、そこ。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

この事業は平成26年度までで一旦終了します。その中で、このケースを含めて、相談対応能力向上事業とかをずっとケースワーカーのほうにやっております、今年度も研修会とかをやっていきます。

ですから、本来、ケースワーカーの仕事としてやるべき仕事なので、そちらのスキルアップのほうに力を入れていくということで考えているところでございます。

○山下明子委員

そうすると、平成25年度に20人ピックアップして、それからさらに就労に結びつきそうな人を15人に絞ってやって、生活改善が図られた人が13人ということになると、事業効果があらわれやすい人をピックアップしたというふうな、結論的にそんなふうな受けとめになってしまいそうなんです。

そうではないだろうと思うんですけども、本来、とにかく支援の手を差し伸べて少しでも外とのかかわりを持てるようにしながら、就労に結びつくようにと、その伴走型の支援をやっているところと協力しながらやっていくんだというふうに最初は受けとめて、平成

25年、26年は見ていたんですけども、それはケースワーカーが本来しなくちゃいけないことだからというのはもちろんそうなんですけど、そういう連携自体は、日常的にこの事業以外のところでもやっていっているということでもよろしいんですかね。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

まず、今回の事業の対象者については、何名かは、平成25年のときもそうですが、こちらのケースワーカーの感覚では就労意欲喚起ができると思ってお願いしたんですけど、結果的にはやはりこれは治療専念のほうですから、もうそちらのほうの指導に変えてくださいと、就労に結びつくような状態じゃないというような方もいらっしゃいました。

したがって、就労しやすい方々だけを選んだということではなかったとっております。

それから、平成27年度も含めて相談対応能力向上事業をやっておりまして、まだケースによっては、スチューデント・サポート・フェイスのほうに意見を聞く程度のことはやっていきたいと思えます。

実は、今度の生活自立支援の事業については、基本は生活保護の手前の方に絞られましたので、保護受給者の方を対象とすることはできませんので、ちょっと意見を聞くと。お子さんについては学習支援のほうで支援ができますけど、成人の方については、意見を聞くという程度のことには続けていきたいと思っております。

○山下明子委員

この制度自体が幅広くなったし、生活保護課が生活福祉課になったということで、そういう意味で幅も広がって、サポートがよりやりやすくなっていくんじゃないかなという期待をした部分ではあったわけですけども、ちょっとそこが少しやりにくくなってしまったのかなと——やりにくくじゃないですけど、この事業自体が一旦終わりとなると、少し工夫がより必要になってしまうのかなという感じをちょっと持ちましたので、これは意見です。

それで、次は同じページなんですけど、社会福祉関係団体支援経費で何団体にどれくらいずつ出しているかということについて、よかったらちょっと一覧表でいただきたいのが1つあります。

○成富福祉総務課長

一覧表というより、とりあえずここに出てきておりますのは、原爆被爆者の会補助金の11万円と更生保護協会負担金の178万円のみとなっております。

○山下明子委員

ああ、本当ですね、済みません。

そしたら、この2団体にこの金額ということですが、それぞれの補助金の交付算定根拠というか、算定の考え方というのをちょっとお示してください。

○成富福祉総務課長

まず、原爆被害者の会の補助金でございますけども、現在会員さんが125名いらっしゃ

います。原爆者の福祉増進と相互連携を図る目的で補助しているということでございますけれども、こちらについては、会員数で今やっております。今現在125名分ということで、お一人様500円ということで、125名分ということで計算をしております。

あと更生保護協会のほうですけれども、こちらのほうは、県の市長会のほうで負担金額を決められておまして、市の人口で割り振られた分として、平成26年度が178万円の負担となっているところでございます。

○山下明子委員

原爆被害者の会については、この会自体がどれぐらいの財政をされているかとかは御存じないんでしょうかね。そこまではつかんでおられないですか。

○成富福祉総務課長

事業報告は受けておりますけれども、後ほど調べさせていただきます。

○堤委員長

じゃ、後ほど報告ということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山下明子委員

会員数掛ける500円ということですが、その目的が福祉の増進にということで、500円で何ほどのことを考えておられるのかなという感じでちょっと思うんですよね。もう本当にワンコイン、しかも、月ではなく年ですよね。

お見舞い金ですらないような、ちょっと言えばですね。敬老祝い金だとかいろんなことを考えても、どう考えてもちょっと少ないように思うんですけれども、これは最初からこの状態ですか。ずっと500円で算定だったんですかね。

○福祉総務課福祉政策係長

金額等については、ここ3年ほどこの金額となっております。

算定につきましては、先ほどの会員125名の1人当たり500円に加えまして、基本額として5万円を加算いたしまして交付をしているところでございます。

活動の主な内容につきましては、中部保健福祉事務所で開催しております被爆者相談会に同席をされる、そういった活動、また長崎原爆被爆者慰霊平和記念式典等への出席、そういった活動への支援ということになっております。以上です。

○山下明子委員

ちょっと参考までに、3年ほどこの金額ということですが、それになる前は幾らだったんですかね。下がったんですか、上がったんですか。

○福祉総務課福祉政策係長

平成22年度に交付基準の見直しをしておりますので、その分も含めて、決算額のほうを後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○松永憲明委員

同じ70ページなんですけども、先ほどの支援による就労・進学等の実績のところ、平成25年度に比べて平成26年度はかなりふえているわけなんですけども、その要因がどういうところにあったのかを教えてください。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

生活困窮者自立促進支援事業の進学等した方について、まず、平成25年度の学習支援の対象者が19名でした。そのうち7名の方が進学の時期を迎えていらっしまったということで、平成25年度は7名。平成25年度が10月から施設を開きましたので、平成26年度は通年ということで、学習支援の対象者も41人とふえております。その関係で、進学の時期にあった方がこれだけ多かったということで、全員の方が進学できたということでございます。

○松永憲明委員

確かに平成25年度は10月スタートということで、期間的にも短かったし、対象人員も少なくて、平成26年度は通年で、対象人員も大幅にふえたということになっているということで、ここは理解をいたします。

しかしながら、そこら辺のPRといいますかね、対象者に対して、そこら辺が認知されてきた、あるいはこちら側から積極的にアプローチをされていったのか、あるいは対象者のほうから訪れていくケースというのが多くなったのか、そこら辺はどうなんでしょう。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

まず、学習支援については、生活保護受給者のお子さんについては、ケースワーカーのほうチラシを配って、1回体験をしてみませんかということでお誘いしております。

その他、中学校からのつながりでありませうとか、あと保護者の方、お母さんとかが相談に来られたときに、お子さんがいらっしまったら、お子さんの問題も一緒に解決しましょうということで、学習支援につないだりというケースですね、そういったことで実績がふえてきたものと思っております。

それと、当然、センターのほうから訪問に行ったり、アプローチをするということで、まずは学習支援に来てもらうことで、逆に家族の改善に取っかかりをつくるということもやっております。

○松永憲明委員

それから、就労を開始した人が平成26年度は22人ということになっているわけなんですけども、この人たちは、さっきのことと同じなんですけども、アプローチをかけたのか、みずからおいでになったのか、そこら辺はどうなんですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

就労に結びついた方については、本人さんのほうから相談に来られたケースが一番多かったです。

○平原委員

資料番号20番の16ページから、人権同和政策課のほうに質問いたしますが、当委員会では今まで、この同和団体への補助金のあり方については決算等でも強く指摘をされてきました。

改めて申し上げますけれども、国が認めている同和団体の交渉団体として、3つの団体があります。その3つの団体をまずお示しいただきたいと思います。

○北島人権・同和政策課長

まず、部落解放同盟と自由同和会です。3つございますけれども、ちょっと1つ確認いたします。

○人権・同和政策課同和対策係長

もう1団体については、地域人権連になります。

○平原委員

全国的にこの同和団体に対する補助金を打ち切る自治体というのが非常にふえてきているという認識を我々は持っているんですね。しかも、国が認めている交渉団体——部落解放同盟は国の交渉団体として認めておられますけれども、自由同和会等については一切、市も県も補助金の支出はないんです。であります、ここで示されているふれあい神園、このふれあい神園の前身というのは、国の交渉団体に入っていない、いわゆる全日本同和会の分かれた団体であるという認識であります、それでよろしいですか。

○北島人権・同和政策課長

以前は全日本同和会のほうに所属しておりましたけど、今は脱退して、ふれあい神園という形になっております。

○平原委員

全日本同和会を脱退された方々によって、ふれあい神園という団体を設立されて、国の交渉団体ではないけれども、いかんせん、平成26年度においても220万円の補助金を市が支出しているわけですね。

ここで伺いをしたいのは、このふれあい神園、この21ページであります、収入の部のほうの1人4,800円の年間30人というふうに会費として14万4,000円が上がっていますが、ふれあい神園の会員というのは30人ということよろしゅうございますか。

○北島人権・同和政策課長

現在、ふれあい神園のほうから、このように報告を受けております。

○平原委員

この30人のふれあい神園の活動の中身を見てみますと、特に目につくのが事務局費であります。22ページであります、ここに代表者手当として36万円、代表者の方に月額3万円が手当として支出をされているというふうに見てとれますが、それでよろしゅうございますか。

○北島人権・同和政策課長



代表者手当は、元の支部長だったこの代表者の方がいろいろな行動ですね、例えば車の燃料だとか、その辺の行動に関する費用となっております。

済みません。先ほどの会員数ですね、報告のとおりと言ったんですけど、現在のところ46人となっております。

○堤委員長

46人になっていますとはどういうことですか。

○北島人権・同和政策課長

4月1日の報告を受けた段階で46人です。

○平原委員

その46人というのは平成27年度のスタートの時点で46人ですか。

今は平成26年度の決算なので、平成26年度においては会員が30人ということの認識でよいかということですよ。

○北島人権・同和政策課長

決算ですから、平成26年度は45人となっております。

○平原委員

確認しますよ。

平成26年度においては45人とおっしゃいましたか。45人のうちの30人しか会費を納めていないということが、この決算書として上がってきているという認識でいいのか。

○人権・同和政策課同和対策係長

先ほど言いましたように、平成26年4月1日の会員数は45人になります。

会費については、会のほうから督促等をされておりますけど、家庭等の事情により、会費の納入がおこなわれているということで聞いております。

○平原委員

ということは、会員の皆様方全員からの会費は納めていないという状況ですね。

ということで、22ページの次なんですけど、生活相談業務手当として、ここで57万6,000円が上がっているんですね。

わずかと言っては非常に失礼なんですけれども、45人の団体の中で、こういう生活相談業務手当に57万6,000円も使われていますが、一体どういった相談業務であったのか、これは役員さん数名に月額とか年額で支給されているものなのか、その辺についてお示しをいただきたいと思います。

○北島人権・同和政策課長

この分については月額で支払っております。

内容につきましては、生活相談、健康相談、就職相談、教育相談、その他という形で、平成26年度の実績としまして42件の相談がっております。

○平原委員

42件、月額幾らで、何名ですか。

○北島人権・同和政策課長

月額は12万4,000円——済みません、12万4,700円……。

申しわけございません。この分は支部の中の運営費の中で、4万8,000円となっております。

○平原委員

ちょっと整理させていただきたいと思います。

最初に12万4,700円というふうに言われましたけど、訂正をされて4万8,000円とおっしゃいました。

これは、月額お1人に対して4万8,000円を支出されているというふうに思いますけれども、何名に対してですか。月額4万8,000円を支出しているということで間違いはないか。

○北島人権・同和政策課長

この分については、支部の事務局費の中で、生活相談員手当という形で支払われております。この分が月4万8,000円となっております。市のほうからは支出しておりません。

○平原委員

あのね、市のほうから支出をしていないとさっきおっしゃったけども、国の交渉団体以外のところに佐賀市の補助金を二百数万円ずっと払ってきているじゃないですか。わずかに会費は14万4,000円ですよ。それで月額4万8,000円、これを何人に払っているかと聞いていますよ。

○人権・同和政策課同和対策係長

月額4万8,000円については、1名の相談員に支払われております。

○平原委員

月額4万8,000円を1名で、ここで生活相談業務手当として57万6,000円上がってきているじゃないですか。その内訳を詳しく説明してくださいよ。

○北島人権・同和政策課長

先ほど申し上げましたように、生活相談が年間で13件、健康相談が年間で13件、就職相談が年間で1件、その他の相談が15件ということで、この分がちょっとプライバシーの高いものという形で聞いております。総計42件の相談に対してのものでございます。

○平原委員

今のは相談件数の42件の内訳じゃないですか。

私が聞いているのは、ここで言う生活相談業務手当として支出をされている57万6,000円、1名に対して4万8,000円を支出しましたということなんで、これが4万8,000円の数名なのか、そこら辺を聞いているんですよ。1名だけじゃないでしょう。1人に対して4万8,000円で何名かに出しているという私の認識なんですけど、その辺いかがですかということです。

○北島人権・同和政策課長

団体の中で1名となっております。

○堤委員長

それは相談員の方が1名専従でいらっしゃるということなんでしょ。そこら辺をちゃんと説明していただけませんか、もう少し詳しく。

それと、代表者手当もありますから、代表者の方とは違うのか、同一の方なのか、そこら辺をきちっと言ってですよ、どういう体制でされているということを言わないと、説明になってないんですよ。

○北島人権・同和政策課長

代表者手当は、1人代表の方がいらっしゃいまして、相談員というのは、相談の方がまた専属で1名いらっしゃいます。

○平原委員

確認しますよ。

生活相談業務手当の57万6,000円を支出されたのは、専門相談員1名に対して57万6,000円の手当を支出していたということですか。

○北島人権・同和政策課長

はい、そのとおりでございます。

○平原委員

もとに戻りますけれども、この団体が45人いらっしゃって、年に42件のさまざまな相談を受けたであります。

しかし、ここで1名に対して57万6,000円が手当として支出をされているということと、それと、上の段に行きますと、福岡、宮崎、鹿児島に1泊でありましようが、5人、4人、5人、出張という形で研修に参加されていると思いますが、通常我々の感覚からいくと、5人で、例えば福岡に13万2,500円。これは資料代が物すごく高いのかなというふうに思いますけれども、旅費の規定だとかはどういった算定をされているのか、お伺いしたいと思います。

○北島人権・同和政策課長

旅費につきましては、佐賀市の旅費規定と同じような形で積算していただいております。

そしてまた資料代につきましては、研修会ごとに違いまして、3,000円とか4,000円とか5,000円とかになっております。

○平原委員

長くなりますので、この辺で終わりたいと思いますけれども、いかなせん今まで我々当委員会から指摘をされてきた同和団体に対する補助金のあり方については、見直しをするべきだというのは、これまでに委員会から強く申し入れをしてきたところであります。

その団体に対しての補助金じゃなくて、そういう人権に対する事業に対しての補助金と

いう形であればいいだろうということですので、しっかりとその辺は担当課の方は受けとめていただきたいと思います。終わります。

○山下明子委員

聞きたかったのは私も同じところがあるんですが、ふれあい神園は1人4,800円という内部の会費のとり方、それから部落解放同盟は1世帯1万2,000円という形で会費を取っておられるということなんですけれども、ふれあい神園は、入る場合に地域が特定されているのでしょうか、それともどこに住んでいても、「私入ります」と言えば入れるという中身になっているのでしょうか。

○北島人権・同和政策課長

ふれあい神園の前身が全日本自由同和会ということで、そのときは属人主義という形で、地域指定でなくても、一般の方と混在して、その中で活動していくという形になっております。

○山下明子委員

人権連もそういう形になっていたと思いますのでですね。

そうすると、部落解放同盟の場合は属地主義ということになるんですかね。ちょっと確認です。

○北島人権・同和政策課長

属地属人主義という形で、地域指定されたところに住んでいらっしゃいます。

○山下明子委員

そうすると、1世帯1万2,000円掛け65世帯というところは年々減っていくということになるのか、それとも同じ場所に家を建て直したならば、そこはずっとそういうことになるという仕組みになるんですかね、考え方としては。

○北島人権・同和政策課長

だんだん高齢化も進んでおりまして、いろいろ生活相談の内容をお聞きしますと、施設のほうに出でいかれたり、亡くなられたり、そして、やはり若い方が就職のために市外、県外のほうに出られたり、そういうことで減少はしております。

○山下明子委員

後半の質問ですが、新たにもし同じ場所に建てかえて、そこに住みますということになったときの扱いはもうこのままになるということなんですかね。

○北島人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○山下明子委員

そうすると、やっぱり地域指定すると、その地域といたらもうレッテルが張られてしまつて、「あの地域はね」ということで、差別の解消には私はならないんじゃないかと本当に思うんですね。

ずっと交流していったって、昔そういうことがあったことは歴史としてはあるけれどもというのと、いまだにずっと「あそこはね」というのと、そういうものを残していくことをやっていくのはどうなのかなというふうに私はちょっと感じます。

もう1つ伺いますが、先ほど佐賀市の200万円の補助金のことを言われましたが、部落解放同盟に対する430万円も含めて、補助金の算定根拠について、算定ですね、支出目的ではなくて算定の仕方についてお示してください。

○北島人権・同和政策課長

この分については、特に支部の世帯数とか支部員を基準にするものではなくて、これまでの活動実績に基づきまして、支部と協議を行いまして、市の財政状況等を勘案しながら算定しております。

○山下明子委員

佐賀市が出す補助金で、例えば、運営費の何%、何割、2分の1補助だとか、3分の2補助だとか、8割だとか、そういうきちっと根拠があって出しているところが割と多いと思いますが、あるいは先ほどの原爆被害者の会は会員掛ける500円プラス基本が5万円だとかね。そういう計算がきちっと出るわけですけども、そのときそのときの話し合いで大体これぐらいだという話になるというのは、ここの団体補助以外に何かありますか。

○北島人権・同和政策課長

ほかの団体を存じていませんけれども、この団体が行う活動が自立支援事業、差別の解消と差別に負けない意識の醸成を行っております。

特に自立支援につきましても、やはりこれまで阻害されてきた要因ですね、住んでいらっしゃる方がこれまでの被差別体験を受けて、まだまだ心理的不安を抱えていらっしやると。その辺の阻害要因を解消するとか、いろんな問題がほかにもございます。その分についての活動をされております。

差別解消、そして、それも含めて、ここで活動されています教宣活動とか、研究活動費、事務局運営費事業については、自立支援事業とか、差別解消といった啓発促進事業と捉えております。

ですから、全体的な部分を事業ということで考えております。

○山下明子委員

ちょっと参考までにですが、資料19の80ページの隣保館のほうで相談事業がありますよね。

ここの例えば生活相談が171件ということですが、大体どういう中身になっていますでしょうか。主な相談の中身というのは。

○北島人権・同和政策課長

生活相談、そして健康相談、教育相談、就職相談を含めて274件ございます。ですから、今多いのがやはり健康相談になっております。

○人権・同和政策課同和対策係長

生活相談に関しては、結構、市営住宅等に住まわれていますので、そういったところの破損とか、それとか、どうしても年金でなかなか生活ができないといったそういった相談が頻繁に寄せられております。以上です。

○山下明子委員

この隣保館に寄せられる相談をする方たちは、一般的な方たちですか。そして相談を受ける側はどういう方になりますか。

○北島人権・同和政策課長

相談員は支部の方、地域指定されたその中に住んでいらっしゃるって、その差別も含めて、状況を熟知された方が相談員となっていていらっしゃるって、また相談される方も健康問題等いろいろな問題がございますので、ほとんどが地区の方、それ以外の方も時々はいらっしゃいますけど、ほとんどその地域指定の中の対象となった方が相談に見えられております。

○山下明子委員

結局その隣保館での相談活動とかなんかに、この解放同盟の方たちなどが相談員としてされているということになりますか、それとはまた別ですかね。

○北島人権・同和政策課長

支部の方が相談員となって対応しております。

○山下明子委員

そうすると、隣保館の運営経費の中での施設管理運営に関する経費というのはハードの部分だけで、相談活動に対する委託費とかそういうことはないわけですか。報酬が出ていますけども、この報酬との関係はどうなるんですかね。

○北島人権・同和政策課長

今のところは、支部の中の支部員のほうに相談をお願いしておりますけれども、今後は、検討するときに来たら考えていきたいと思います。

○山下明子委員

この80ページのところの人件費に報酬513万円があるんですよね。指導員2人、生活相談員1人と。これは何ですかね、そうすると。

○人権・同和政策課同和対策係長

先ほど言われた513万円の中に、その2つ下のほうに生活相談員1人と書いております。生活相談員1名がその中に含まれております。隣保館の費用に関しては、先ほど委員言われたハード面というよりは、そういった人的な面がかなり多くを占めているところがございます。

○山下明子委員

生活相談員1名分の費用は、この報酬の中に含まれているんですか。

○北島人権・同和政策課長

含まれております。

○山下明子委員

団体から出ている生活相談業務との関係はどうなるんですか。

○人権・同和政策課同和対策係長

こちらの隣保館に関しては、市のほうで生活相談員1名を雇用して、その分を市のほうから支払っているところです。以上です。

○山下明子委員

そしたら、団体ごとでやっているのは、あくまで団体として相談を受けている、相談日を設けたりして。先ほどのふれあい神園の57万6,000円などはそういうことで、これとはまた別ということよろしいんですかね。

○北島人権・同和政策課長

はい、そういうことでございます。

○山下明子委員

そしたら、ちょっとまだ先ほどのちゃんとした答えは返ってきていないんですが、私が原爆被害者の会のことを伺ったのは、原爆被害者の方たちもすごい差別を受けてきたわけですね。被爆者同士で差別せざるを得ないぐらいの中身があつてね。被爆者同士で結婚するとか、子どものことを考えてそれは言うとか、そういうことがあった歴史があり、だけどやっぱりこれを繰り返してはならないということで、語り部活動をやったり、それこそ広島、長崎の平和祈念式典に行ったり、さっき春季相談に同席するというようなことも言われていましたけれども、そういう意味では、本当に戦争は最大の人権問題だと思いますけども、そういうことにかかわっての活動をされているわけですね。

ここに対しては、本当に500円とかね、そういう算出根拠での出し方であり、11万円ぐらいしか出ていないということですね。

だから、人権といったときに同和問題だけを取りたててこれだけに絞っていくということは、やっぱり不公平があると思いますので、本当に大事な事業、取り組み——取り組みに関しても、8割とか2分の1補助だとか、そういうことであればまだしもこの整合性はあると思いますが、この団体にといたときには、もっとほかの団体との関係でも公平性が保たれないのではないかというふうに思ってしまうので、ここはやっぱり大幅な見直しをさらにかけていくべきであるというふうに私も思います。

○松永憲明委員

今、ちょっと気になって私は聞いたんですけども、地域が被差別地区で固定化して永遠に続くんじゃないかと。そしたら、これはおかしいと、そこはおかしいよというような言い方そのものが、私は何か偏見じゃないかなと思うんですね。それを私は差別だと。本当にそれが差別じゃないかと思うんですね。

だから、それをなくしていくために、この方々は日々努力をされてきているし、私も長年学校に勤めていく中でいろんな交流もやってきましたし、話もお伺いし、現地も視察をしたり、そして、やっぱり子どもたちにもいろいろお話をさせていただくと。そういうように力量を高めていただきながら、普及啓発をしていただくという形で還元もしていただいているわけなんです。

そういう実態をやっぱり、私どもはしっかり見ていかないと、何かおかしい、おかしいだけじゃいけないと思うんですね。

○堤委員長

松永憲明委員、きょうは決算の審査でございますので、それは議員間討議の中で。

○松永憲明委員

ですから、そこは反論をさせておいていただきたいと思います。

○堤委員長

それは議員間討議をやるときにでもすることでございますので、きょうは、あくまでも決算の審査ということでお願いいたします。

ちょっと関連で一つだけ。

部落解放同盟の資料の収支決算の中で、教宣活動費の中に定期購読図書費で約90万円ぐらい上がっているんですね。どれくらい書籍をとっていらっしゃるのか、そこら辺わかりますか。随分、金額が大きいというか、この教宣費のうちの7割近くをこれで占めているようですが。

○北島人権・同和政策課長

内訳ははっきりわかりませんが、解放新聞とか部落解放同盟の中央機関紙、あと月1回出てくる部落解放とか、いろいろな書籍がございます。その分が対象となっていると思います。

○堤委員長

いやいや、いいですか、思いますじゃなくて、金額90万円というのは異常に多いじゃないですか。だから、ある程度チェックされているんだろうとは思っていますが、どうなんでしょうか。チェックされていないなら、チェックされていないと言っていたら結構ですが。

○北島人権・同和政策課長

今確認しているのが、先ほど言いました解放新聞が主なものでございます。

○堤委員長

65部ぐらいとっていらっしゃるということですか。

○北島人権・同和政策課長

ほかはちょっとはつきり把握しておりません。

○高柳委員



それでは、資料番号19の73ページ、新規事業、障がい児通所施設開設等支援事業について、600万円という数字が余りにもきれいなもので、ちょっと質問させてください。

この3件の事業所名を教えてください。

○蘭障がい福祉課長

障がい児デイルームまんまる、在宅サポートセンター・オックス ピクニック、それから放課後等デイサービスぽけっとということで、そのうち2つが特定非営利活動法人でございまして、1つが社会福祉法人となっております。

○高柳委員

まんまる、ピクニック、ぽけっと、子どもたちの通所人数が30名増と言われましたけど、この3事業所の人数はどのように分かれていますでしょうか。

○蘭障がい福祉課長

定数増がそれぞれ10名ずつでございまして、10名、10名、10名で30名ふえたということでございます。

○高柳委員

これは申請のときに1人当たり20万円、年間分200万円という形で交付されたという理解でよろしいでしょうか。

○蘭障がい福祉課長

申請時に、増改築を伴うとか、工事費とか備品購入とか、そういったものが伴う場合としておりまして、定員が10名ふえるということでの申請で、1人当たり20万円を基準とっておりますので、それで200万円を3事業所とも交付しているということで、開設時とか、増改築時ということでの補助でございます。

ですから、年間で何人分したとか、そういうことではございません。

○高柳委員

これは施設に対しての1事業所当たりで200万円補助ということで、子ども1人当たりに対してどうこうという数字じゃないわけですね。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑ございませんか。

○山下明子委員

ちょっと前半で中断した部分なんですけど、71ページの住宅支援給付事業について72ページに表がありますけれども、支給決定者の中で延長申請をした人が平成25年度17人で、平成26年度は1人ということになってはいますが、これは平成25年度と平成26年度は同じ人なんですかね。これはどういうことになっているかということと、最終的には延長が最大9カ月というふうになってはいますが、それで足りなかった人たちがいないかどうか、また足りなかったらどういうふうになったかということについて。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

まず、平成26年度の延長は新規です。平成26年度で新規に申請された方が延長されたということで1名。

先ほどのお尋ねですが、基本3カ月です。ほとんどの方が、今回短期決戦で3カ月で就労されました。1人の方が6カ月の延長をされました。この方も6カ月終了の時点では就職されなかったんですけども、しばらくして就労ができたということです。ただ、この統計上、ここには就職者数としては、この延長の方は上がっていませんけど、結果としてこの方は6カ月後からしばらくして就労したということでございます。

ですので、3カ月がほとんどで、6カ月の方が1人で、9カ月はございません。いわゆる短期決戦で皆さん就労されたということでございます。

○山下明子委員

平成25年度の17人という延長申請の方たちも全部就労できたんですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

平成25年度の17名の方の中では、ここに延べで書いてありますように9名の方が就労できたということになっております。

○山下明子委員

先ほど6カ月延長して就労したというのは、もししなければもう3カ月の延長があり得たということなんですかね。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

この数値が、支給月中に就職をされないと、県に報告の関係で数字が上がらないんですけど、最終月に就職が決まられて、翌月から就職されています。

○山下明子委員

そしたら、これは就職できたからいいけれども、もしここで就職できなかつたら最後の延長だったんですかね。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

それは再申請があれば、その形になっていたと思います。

○山下明子委員

それでももしだめだったときの対応としては、必要であれば生活保護だとか、そういうことでフォローしてきているということよろしいですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

はい、そのように考えていただいて……。ちなみに、平成26年度、支給中止の方が2人上がっていらっしゃるんですが、この内訳は、一旦就職はされたものの、生活保護に陥った方が1人——要否判定で要になったということですね。それから、就職をされないまま生活保護に陥った方が1人ということで、いずれも支給中止の方は生活保護につながということで、その辺は見きわめをしております。

○宮崎委員

資料19の73ページ、障がい者就労施設等販路拡大支援事業ですけれども、販売会の開催と販売拠点の整備及び広報を行って、その成果というのはどうでしょうか。

○蘭障がい福祉課長

この事業だけでの生活はなかなかはかり知れないというか、県のほうも同じようにいろんな工賃向上ということで取り組みをされております。

そういった中でこの事業の成果ということではなくて、工賃がどうなったかということでの答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、工賃のほうで、平成24年度から平成26年度にかけて工賃がアップしたところの事業所数でお答えしたいと思います。A型事業所の中では、平成24年当時に6事業所ありまして、そのうち工賃アップできたのは、4事業所、B型事業所のほうでは20事業所あったうちの17事業所、こちらは結果的に工賃アップになったと。

総額でも、A型のほうでは6事業所のうち5事業所が工賃の総額が上がっていますし、B型のほうでも20事業所中14事業所で工賃の総額は上がっています。

工賃の総額が上がったのは、利用者の方がふえると工賃が下がるので、その水準が一致しないのはそういった事情でございます。以上です。

○宮崎委員

そしたら、駅の高架下のきらめきなんですけど、どうでしょう、お客さんは多いですか。

○蘭障がい福祉課長

正直申し上げまして、当初の期待どおりにはなっていないかなと。客足ということではちょっと芳しくないかなと思っています。

ただ、もともと店舗自体も、売るということだけの目的ではございませんで、あそこを情報発信の拠点にするとか、商談の場にさせていただくとか、そういった目的もございましたので、そういう意味では、目的は達成できているかと思えます。

ただ、お店の販売ということではちょっといまいかなと思うところでございます。

○高柳委員

申しわけないですが、いま一度、資料19番の73ページの障がい児通所の件なんですけど、申請時に1人当たり20万円で200万円を事業所に交付すると。10人というものに非常にこだわらるんですが、申請は10人で施設拡大。じゃ、施設拡大が終わりました。で、実際通所に5人が来ているという実態とかはないんですか。その実態把握はされていますか。

○蘭障がい福祉課長

実態として一つ一つの事業所の実績を尋ねたりはしておりませんが、今のところこういった事業所が不足しているという状況でございます。利用者の方の希望どおり使えないという状況があるとは聞いております。

その中で、この10人という中でも、佐賀市外の方が利用されることも想定されますので、

私どもとしては、7割以上は佐賀市の方を受け入れるような努力をしてくださいますと、追跡まではしていませんけれども、そういった努力義務をお願いしているところでございます。

定員が10人だけ、5人だけとかいう状況は今のところないかなと思っております。

○山下明子委員

75ページの障害児通所支援事業で、特に放課後等デイサービスが約1,000件伸びたということなんですけれども、ここら辺の背景と、実際どういう通い方になっているかということの実情について把握をされていれば示していただきたいのと、それから76ページの移動支援事業だったですかね、派遣の回数も時間もふえたという説明をされたのは、このことだったですかね。回数も派遣時間数もふえたという説明、あれはどれだったですかね。

○蘭障がい福祉課長

コミュニケーション支援事業のほうでございます。

○山下明子委員

そのコミュニケーション支援事業のほうについても、どういう形で、また足りているのかとか、要望に沿うようになっているのかとか、その体制などについてお示しいただきたいと思います。

○蘭障がい福祉課長

まず、障害児通所支援事業の放課後等デイサービスのほうでございますが、我々もこの施設が不足しているということで、先ほどの開設等の補助を始めたという経過もありまして、事業所数自体もふえて、定員もふえているという状況にはございます。

それと、この放課後等デイサービスというのが、もちろん本人の療育とか活動の場ということもありますけれども、保護者のレスパイトというか、ここが通常使えると就労のほうも考えていただけると。そういった目的もございまして、そういった意味では保護者の要望に答えている感じずっと利用がふえているのかなということで分析しております。

それから、コミュニケーション支援事業のほうですけれども、これは年度によってちょっとばらつきはあるんですけれども、少なくとも平成26年度には冠婚葬祭にも使えるよう、用途の拡大はいたしました。

ただ、その実績としてはそんなにふえてないんですけれども、主に病院ですね、通院とかで聴覚障がいの方がお医者さんとか看護師さんとコミュニケーションする際の手話派遣ということでの利用回数がふえている状況です。

お願いがあって断るということはまずございませんので、用途が適正であれば、それを受けていますので、不足しているというふうな状況にはないのかなと思っております。

○山下明子委員

後半はわかりました。そしたら、障害児通所の放課後等デイサービスのほうは、いわゆる待機と言ったらあれなんですけど、足りなくて、ちょっと困っていますという方たちなん

かはいますか。

○蘭障がい福祉課長

そこも正確には把握できてません。

アンケートとかをとったりはしていますけれども、正確には把握できていない状況です。

ただ、保護者会の方とかとお話をさせていただく中では、まだ不足しているという認識を持たざるを得ない状況かなと思っております。

○川崎委員

68ページの民生委員・児童委員経費の約8,000万円に関して質問したいと思います。

この定数536名ということで、その中の報酬や補助金関係ですけれども、ちょっと私にはわからない点があるものですから、民生委員に対しての補助、報酬関係の内訳を大まかに教えてもらいたいと思います。

○成富福祉総務課長

まず、民生委員児童委員の活動費でございますけれども、こちらのほうは、年間1人11万6,400円になっており、合わせまして約6,200万円が活動費となっております。

続きまして民生委員会長活動費としまして、会長26名に対して、1人年間2万4,000円の活動費で62万4,000円となっております。

そのほか、ボランティア保険に加入ということで、1人300円の536人分で16万800円。

あと地区民生委員協議会の運営費として、1人1,700円という算定で91万円となっております。

そのほか、地区民生委員協議会の活動推進費としまして、1地区14万円を基本として、民生委員1人当たり8,300円を掛けまして、935万円の地区民生委員活動推進費となっております。

そのほか、民生委員児童委員協議会補助としまして、県の民生委員・児童委員協議会の負担金700円の分と、あと全国民生委員・児童委員互助会への負担金、1人当たり1,900円等含めまして、256万円の協議会補助となっているところでございます。締めて7,600万円の補助になっているところでございます。

○川崎委員

その中で中身がわからないのは、地区の民生委員の活動費に入っているのかもわからんですけれども、そこを教えてもらいたいんですけど、年に1回か数カ月に1回か、民生委員の懇親会があっているでしょう、地区によって。その地区全体的でやっているのか、地区ごとに違うのか、そこをお示しいただいて、その懇親会の費用というのはどこから出ているのか、お示してください。

○成富福祉総務課長

全体的な懇親会と申しますのは、年に1回、民生委員の集いということで10月に実施しておりますけれども、それは後半部分で懇親会をやっております。

地区の懇親会の云々ということにつきましては、私どもの把握している範疇ではございません。基本的には恐らく報酬等で、自分たちの負担でされているかと思えます。

基本的には、地区のこういった活動経費は視察研修とかそういったものに利用されているものと思っております。

○川崎委員

それは私から言えば違うと思うんですね。ある民生委員の方から私に相談があって、懇親会にかたるとかかたらないかということで、全体的に調べたところ、約60%ぐらいしか参加していないと。それは会費ですかと言ったら、いや会費じゃないと、民生委員費から出すということで聞いておるわけですよ。

そこで、その活動費の中なのか——今は個人で負担ということですがけれども、個人では負担していないということは明確なわけですよ。そこをちょっと明確に答弁してもらいたいと思えます。

○成富福祉総務課長

先ほどの活動費の中で、お1人につき月額9,700円の部分で、各民生委員さん方に活動費補助として出しております。この利用の仕方については、各地区の民協の中で、それぞれで話し合いをされて、そういった懇親的な部分に充当する等の利用の仕方をされているところもあると聞いております。

基本的には、御本人様に活動費補助として行っているものと私どもは思っておりますけれども、地区によっては、そういったものをプールして、それぞれのそういった懇親会等の費用にされているような地区もあるようでございます。

○川崎委員

結局は、地区に100名おったとしたときに、60名参加して、あとの40名が行かなかったと。その行かなかった40人の経費がどこに行ったのかわからないと私に相談があったんですね。その点を市としてどこまで把握しているのか、調べているのか、これだけの補助をしよるものですかね。そこはどうでしょうか。どこまで把握されているのでしょうか。

○成富福祉総務課長

各地区民協の決算報告をいただいております、そういった中で個別に活動費として補助されている9,700円の分については、その収支の中に入れておりませんので承知しておりますけれども、地区協議会の運営費補助関係の分については、収支決算書のほうで確認させていただいております、先ほど申しましたように先進地視察あるいは勉強会等の費用に利用されているというふう実績を把握しております。

○川崎委員

後からその件に関してはまた、こちらも調査したいと思います。

続いて下の段の活動実績関係ですけれども、相談と支援ということですがけれども、中身は大体見れば件数あたりもわかるんですけど、全体的に2万4,578件ということで、その他

が約5分の1あるんですけど、この主なものをお示しいただきたい。

○成富福祉総務課長

区分別でいきますと、アルコール依存やひきこもりなどに関する相談・支援ということで聞いておるところでございます。

分野別でのその他につきましては、生活困窮者等に対する相談・支援等として把握しているところでございます。

○福祉総務課福祉政策係長

この区分につきましては、国のほうで示しております民生委員・児童委員の活動記録の区分のまま作成をしております。

1番の在宅福祉から13番の日常的な支援までございまして、基本的にはそのいずれにも該当しない内容について、相談・支援を行った延べ件数について計上するという事になっております。

先ほどありましたとおり、アルコール依存の家族を抱える方からどういうふうな対応をしたらいいんだろうとか、そういった相談が寄せられた際にこの区分に上げるというふうに聞いています。

また、分野別支援件数——その下のところに書いてありますが、その他につきましては、基本的には高齢、障がい、子ども、いずれにも該当しない、例えば先ほどあったような生活困窮者でありますとか、そういったところがこの区分として報告があるということになっています。以上です。

○川崎委員

たしかこの中に入っていないのは、今、全国的に400万人以上、予備軍を合わせて相当な人数があるということで認知症関係ですね。いろんな民生委員の方々から声が聞こえてくるわけですよ。

私も私なりに指導しながら、おたっしや本舗を紹介しながら対応しているんですけど、この認知症の関係は全然入っていないんですか。件数はどこに入っているのかなと思ってですね。

○福祉総務課福祉政策係長

項目としては在宅福祉の項目に含まれております。

○川副副委員長

資料19の69ページですけど、災害時要援護者避難支援対策事業で要支援者の名簿作成ということで経費を費やしておられますけども、今、各校区や地域で自主防災組織を立ち上げておられます。この名簿は、自主防災組織に公表できるのか、ちょっとそこら辺をお聞きします。

○成富福祉総務課長

平成26年度の事業といたしますのが、緊急時、災害時に配付できる名簿でございまして、

この分についての同意は必要ございませんので、この分の名簿は平成26年度で作成しております。

今年度、平成27年度に実施しておりますところが、本人の同意をとるという事務作業をやっております。この作業により同意がとれた方については、関係の団体に名簿を配付することとしております。

民生委員、自治会長、あと校区社協あるいは先ほどの自主防、そういった組織に名簿を配付し、その名簿を日ごろの見守り活動等にも活用いただければということで思っております。

今月、9月に郵送でお送りしておりますして、集計等を行い、最終的にはその同意がとれた名簿として、来年1月か2月までに何とかそういった関係団体に配付できるように事業を進めているところでございます。

○川副副委員長

確認ですけど、同意がとれた名簿については、市のほうから各団体のほうに配付をされるということよろしいですか。

○成富福祉総務課長

はい、おっしゃるとおりでございまして、先ほど申しました団体に名簿をお配りすることにしております。

○川副副委員長

73ページで、発達障がい者等支援システム構築事業ということで、この中で、発達障がい児の早期診断、早期療育等に取り組んだということを書いてありますけど、早期診断に取り組んだということ、具体的にどういうふうな形で取り組んだのか、お聞きいたします。

○蘭障がい福祉課長

早期診断といいますのは、1歳半の健診時にスクリーニングをかけ——スクリーニングというか、そういう問診表がありまして、そこで、ちょっと気になる子が上がったところを保健師のほうでフォローアップしていくわけですけれども、そこで相談とかにつなげて、なおかつ診断が必要というか、受けたほうが良いというふうに判断した場合は、紹介するといったところでございます。

医療機関のほうは肥前精神医療センターになりますけれども、この早期診断事業の中で、通常、予約をして受診できるまでに、半年ぐらいの期間がかかると聞いております。これが早期診断事業ということになりますと、お医者さんの体制が整い、保護者と日程調整ができれば、そこまで待たなくても診断を受けれると、そういった事業でございます。

○川副副委員長

定期健診の折に、障がい児の早期診断ということとされるということでしたけど、例えば、保育園、あるいは幼稚園前の3歳児等の児童に対して、この早期診断が活用できるの



か、そこら辺はどうでしょうか。

○蘭障がい福祉課長

今おっしゃったところでいきますと、この早期診断事業は対象としていない状況でございます。通常の診断を受けていただくと。

○川副副委員長

最後に67ページの社会福祉法人監督等経費ということで、公認会計士に委託料を支払っておられますけども、この公認会計士は1カ所だけですか。

○福祉総務課福祉政策係長

3会計法人に輪番制でお願いしておるところでございます。

○川副副委員長

3会計法人に輪番制というと、1年間隔で輪番制になっていますか。

○福祉総務課福祉政策係長

3会計法人には、その社会福祉法人と関係がある会計法人が含まれることがございますので、その辺も把握した上で、関係のない法人、公平な監査ができる法人を3法人の中からその都度選んでおります。以上です。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

私のほうから1点だけよろしいでしょうか。何か補足がございますか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

松永委員からの質問の資料19の70ページのところで、平成26年度に就職をされた方、22人の相談の経緯を確認しました。

本人からの相談が7人、御家族からの相談によるものが7人、市の関係課からの相談によるものが3人、ハローワークからの紹介によるものが2人、その他が3人ということでございました。

○成富福祉総務課長

原爆被害者の会の分でちょっと御報告をさせていただきます。

先ほどの部分で、市の補助金でございますけども、平成23年度からの数字を申し上げます。と思います。

平成23年度が会員155名で12万7,500円、平成24年度が140名で12万円ちょうど、平成25年度、26年度、27年度は125名ということで11万2,500円の補助金になっているところでございます。

あわせて、事業報告は先ほど申し上げたとおり、被爆者の相談会等の実施ということでございますけども、決算規模でございます。

収入としましては、会員の会費ということで31万円程度、それに助成金が、佐賀市のほ

うから先ほど申しましたように11万2,500円、それに市の社協から4万6,000円の補助がございまして、決算ベースとしまして、46万円程度の決算になっております。

主な費用としましては、事務連絡費として、交通費・旅費等として10万円、県の被爆者団体協会の負担金13万6,000円、そのほか事務局費として、文具費、消耗品等で8万2,000円程度となっております。以上でございます。

○堤委員長

じゃ、私のほうから1点だけ。

先ほど来議論になっておりますが、放課後等デイサービスの件ですね。オックスとかがされているようですから、そういうのはうまく回転しているんだろうと思いますけども、うちの近所にも最近のぼり旗が立ってしましてね。実にひっそりしていて、誰が入っているのかよくわからないような感じのところもあるんですけども、具体的に3億円近いお金が使われているわけでありまして、これは市の窓口で相談に来られて、それから云々という手続になって、本人に払われるものなのか、施設に払われるものなのか。それから、先ほど市外からということもございましたけども、直接飛び込みで行って、その個人の負担があるものなのか。この制度のルールというか、概略をちょっと知りたいんですが。特にこういうお金がどういうふうに流れていって、御本人なのか、それとも施設に入るのか、御説明いただきたいと思います。

○蘭障がい福祉課長

障害児通所支援事業に3億円ほどの事業費でございますが、これは事業所のほうに支払う金額でございます。

当然利用者には自己負担がございますけれども、月の負担の上限が4,600円、原則は1割負担ということになります。

それから、利用の手続につきましては、事業所のあきぐあいというのも当然ございますけれども、市のほうに——市のほうというか、相談をいただいて、計画を立てた上で利用するという形になります。

市内の方が事業所を利用する場合もございます。当然市外の方は役場といいますか、佐賀市じゃないところと協議された上で利用されるというふうな流れになります。

○川崎委員

82ページ、勤労者総合福祉センター運営経費の中で、指定管理者がマベックとありますけれども、利用者状況を見ますと5,072件ということで、この5,000件を受け付けするときに、相手側がおりますけれども、書類関係はどんな書類で受け付けをしているんでしょうか。

○百崎健康づくり課長

この勤労者総合福祉センター メートプラザにつきましては、ほほえみ館とかと大体一緒でございます。使用許可申請を出していただいて、許可を出すという形で利用していた

だいているところでございます。

許可を出すときに使用料を払っていただくという、ほかの公共施設と同様なやり方で行っているところございまして、ただ指定管理者のほうの収入に入ることになっております。手続的には一緒に、指定管理者の利用料制度をとっておりますので、指定管理者の収入に入るという形になります。以上でございます。

○川崎委員

利用料関係はいいですけど、例えばこういうことはないだろうと思うんですけども、暴力団排除条例の第7条の中に、指定管理者は利用する方々に対してチェックするということが入っているわけですね。

この書類の中にそういうふうな暴力団関係、疑わしい人たちへのチェックが書類の中に提起されているのか、されてないのか。

○百崎健康づくり課長

今、御質問の分でございますけど、暴力団という直接的な表現は今のところしておりません。

暴力的なとかいう表現で、そういう方については、使用をお断りさせていただきますという表現になっておりますので、全庁的にこういう表現にしましょうというところが出てくれば、それに合わせた形で、暴力団という表現まで含めてやっていきたいと思っているところでございます。

○川崎委員

その書類関係を提出してもらいたいんですけど、私1人でいいですから。

○堤委員長

何の書類。書類というのは。

○川崎委員

申込書の中に入れると言いよるけんですね……。

○百崎健康づくり課長

申込書、許可書の中に入れておりますので、その書類を川崎委員にお渡しするという形で。

○堤委員長

じゃ、川崎委員にお渡しするという事でよろしいですね。

それでは、第1項につきましては以上でよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、第1項につきましては、審査をこれで終わりたいと思います。

委員の皆様にお諮りいたします。

大分時間もたちましたので、10分ほどの休憩をいたしましょうか。25分からということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、執行部のほうも入れかわりがあるかと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

11時25分から始めます。

◎午前11時15分～午前11時25分 休憩

○堤委員長

それでは、そろわれたようですので、再開いたしたいと思います。

次に、第3款第2項高齢者福祉費について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款第2項 説明

○堤委員長

以上で第3款第2項の高齢者福祉費についての説明は終わりました。

委員の皆さんから御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○山下明子委員

介護予防事業なんですけど、1次、2次を合わせれば、平成25年度よりは伸びたということではありますが、チェックリストの対象者との関係ではどんなふうに思っておられますか。

○真子高齢福祉課長

チェックリストは今まで、全高齢者を対象に3年間かけてやっております。ただ、チェックリストをきっかけにこの介護予防事業に参加してくれる方というのが意外と少なく、それ以外にサロンでありますとか、おたっしや本舗が直接声をかけて、介護予防事業教室に誘うというケースが非常に多くあります。

したがって、国のほうでもこのチェックリストの取り扱いを義務づけるのではなく、任意とするような方向に変わっていますので、今後は、今までのように高齢者全部に対して行うのではなくて、節目節目の年代の方を抽出してチェックリストを送って、効率的な回答が得られるように検討していくようなことを考えております。

○山下明子委員

実際には1,200人ですね。やっぱり、高齢者サロンでの取り組みと、この健康教室とはまた違って、高齢者サロンはおしゃべりしたり、交流が目的ですね。だから、それはそれで本当に大事なわけなんですけど、そういう機能維持を目的としたいろんな体操だとかそういうことというのが、ほかの場でも確保できるならばそれでもいいと思うんですけども、そこら辺を高齢福祉課のほうできちんと、そこに来なくても、この場でもできるようにとか、何かそういうことまでやれば、すそ野は広がると思うんですけど、そこら辺はどんなふうに考えてあるんですかね。

○真子高齢福祉課長

サロンは、おしゃべりしたようにおしゃべりをしたりというところでの事業で、ひきこもり防止というようなのが主な目的です。ただ、身近な場所で開催するということですので、

そこまで歩いていくということで、歩いて通えるような場所で開催するようにお願いしておりますので、その出ること自体がまた介護予防になるのではないかと。

それと、サロンの場合は、その対象者と協力者という方がございます。協力者の方が、元気高齢者の場合が多いので、こういう方が元気アップ教室とか運動教室に参加されていて、ひきこもりの方をサロンへ連れ出すと。サロンへ来たら、もう1つステップアップしてそういう元気アップ教室に誘う。そういうふうにしてつなげていく。

ただ、介護予防というのは、例えば3カ月とか4カ月やるのではなくて、習ったことを日常的に続けていく、そういうことが大事でありますので、サロンとかそういう運動教室で仲間づくりをして、元気になった高齢者の皆さんが身近なところで集まって自主的にやっていく、そういったことが広がっていくような展開の仕方が望ましいというふうに考えております。

○松永憲明委員

資料19の92ページの地域包括支援センター運営経費なんですけども、これは市内全体での金額だろうと思うんですが、この内訳をもう少し教えてくださいませんか。

○真子高齢福祉課長

おたっしや本舗、地域包括支援センターは佐賀市内15カ所ございますけども、15カ所のうち14カ所が社会福祉法人が母体になってやっております。そこは中部広域連合からの委託で運営されておまして、運営経費といいますのは、市役所の中にごございます地域包括支援係、その中に成章校区を持ってありますおたっしや本舗、それと、佐賀市内15カ所のおたっしや本舗を見ております——統括というふうに呼んでおりますけれども、その統括業務とおたっしや本舗佐賀、これに要する経費であります。

○松永憲明委員

だから、その内訳を言ってくださいと言っているわけ。

○高齢福祉課参事兼副課長兼地域包括支援係長

先ほど申しましたように、おたっしや本舗佐賀という成章エリアともう1つ、統括業務を持っていますので、15カ所のおたっしや本舗のスキルアップのための研修会、あるいは事例検討会、あと事務所内のいろいろな会場費の分とか、そういうものを予算のほうに計上させていただいております。

あと、包括支援センターのほうで日日雇用職員を雇わせていただいております、その経費も含んでおります。

人件費及び研修会費、旅費等も含んでおります。以上です。

○堤委員長

ざっとでいいですから比率を言っていただけませんか。人件費が7割なら7割とか。

○真子高齢福祉課長

後で報告させていただいてよろしいでしょうか。

○堤委員長

後ほどですね。

松永委員、後ほどでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、後ほど報告いたします。

ほかにございませんか。

○川崎委員

89ページの地域支援推進経費の中で、地域共生ステーション開設支援事業、先ほど川副町ということで、私の地元ですけども、法人等に対して開設に係る施設整備費を補助と。この内容を説明してもらいたいと思います。

○真子高齢福祉課長

地域共生ステーション——宅老所、ぬくもいホームの機能を含んでおりますけども、この建物を整備するための費用として400万円の補助をしたということで、ハード整備に関する補助です。

○川崎委員

この場所はどこですか。

○真子高齢福祉課長

大詫間のほうになります。

○川崎委員

大詫間なら、もとの病院ですかね。

○真子高齢福祉課長

病院だったか、薬局だったか、もとの建物は何かそういう医療関係のものとは聞いておりますが、はっきりしたことは、手持ちの資料ではございません。

○川崎委員

しかし、宅老所に対しては補助されるんですかね。これはどういうふうなシステムで補助を400万円……その中身がちょっとわからないもんですから。

○真子高齢福祉課長

宅老所の開設補助は県単事業でございまして、建物自体の補助というところで、宅老所機能を有するような建物に増改築するための費用ということです。

○川崎委員

教えてもらいたいですけど、理事長、役員は、県内、市内の方ですか。

○真子高齢福祉課長

この大詫間に開設された会社の方は、佐賀市内の方です。

○平原委員

この地域共生ステーションについては、ここにありますように小学校区においてという

ことでありますけれども、平成26年度において何校区、小学校区のどれだけの校区で地域共生ステーションが設立されているかという点についてお伺いをしたいと思います。

○真子高齢福祉課長

今のところ、地域共生ステーションがない小学校区というのが、はっきりした数字はしばらくお待ちください。まだない小学校区というのが幾つかございますので。

○堤委員長

じゃ、後ほど、ないところじゃなくて、あるところを言っていただければ助かります。よろしいですか。

○山下明子委員

それに関連なんですが、その地域共生ステーションを実際、支援して開設をして、これまでも金立だとかいろいろなところもつくってこられたのが、だんだん閉鎖していく動きもあるわけですね。なかなかもてないと、現実には、頑張りたいけど頑張れないということ。だから、開設の一方で閉鎖されて、整備されてないところになりかねないということもあるし、例えばこの地域共生ステーションのスプリンクラーの設置に関しても、条件的に実情に合わない補助のあり方だとか何かそういうことで、あれもしなさい、これもしなさいと言われる余りに、結局本来やらなくてはいけない利用者に対するフォローがなかなかできないといった悩みも持ちながら、もう閉ざさざるを得ないというふうな実情もあるというふうに聞いているんですね。

だから、そこら辺で淡々と、開設しました、安全対策事業をしましたというふうに数字と項目だけ上がっていますが、そこにおられる利用者の方のことを本当に思い浮かべたときに、その人たちの行く先がどうなるのかとか、そこら辺まで考えていかないと。開設をした、開設した後、どうなっていくだろうとか、そこら辺は監査の対象とはならないとは思いますが、補助を出す以上は、そこら辺をよく見ておく必要があると思うんですけど、そこら辺の動向も含めて、後で全体の数字をおっしゃるようですから、そこもぜひ聞かせていただきたいと思います。

○平原委員

今、質問が出ましたけれども、よかったら、開設したけれどもクローズしてしまったというところがあると思いますので、よかったら一覧でいただけませんか。

○真子高齢福祉課長

それでは、一覧で提出します。

ちなみに先ほどの平原委員の質問ですけれども、未整備の小学校区が今のところ10校区ございます。

今のところ、佐賀市内全体で46カ所の地域共生ステーションがございます。中には先ほど御質問を言われたように、条件とか、そういったところで閉鎖を考えられているところもあるやに聞いております。

実際にスプリンクラー設置というところで、平成26年度が最終年度というところでこちらのほうもいろいろと共生ステーションのほうに聞き取りをかけましたところ、単に閉鎖するのではなくて、有料老人ホームに変えるとか、そういったことで閉鎖されるというケースがございました。ただ単にやめて、あとはどこかへ利用者の方を振り分けるというのではなくて、有料老人ホームにしてそこへ来ていただくというふうなことも経営者の側では考えられているようです。

ただ、そこら辺の動向につきましては、県と一緒にあって、こちらのほうも把握していきたいというふうには考えております。

○山下明子委員

今ちょっと出された部分に関して言うと、いわば宅老所の先駆け的なところが、身近なところにとすることで、昔民家だったところを改修しながら、家にいるような雰囲気ですということですと地域に広げてこられたわけですね。それに関して、途中から地域共生ステーション開設事業として補助が出るようになってきたと。

だけれども、それが実情と合わなくなってきたというのは、経営状態だとか、したいことと補助との関係で合わなくなってきたとか、そういうことで、有料老人ホームに移らざるを得ないというか、ある意味ですね。

だから、1カ所にどんと大きいのができて、また別の地域にあるわけですが、今度。だけれども、それは今まであったのが閉鎖されていったところとの関係でいくと、地域との関係では、やっぱりそこが閉ざされていくわけですね。

だから、本来やりたかったこととか、家にいるような温かい雰囲気というふうにして始まったこととの関係でいくと、スプリンクラーの問題にしても、古いところではなかなかあれだからとかいってつかないとかね、そういうふうにとんどん敷居が高くなって、維持できなくなってしまうというね、そういうことが閉鎖につながる要因でもあるわけですね。

だから、本来地域に密着して、歩けるところで相談もお泊まりもできるというのがあってとっても助かっているという人たちにとっては、それは有料老人ホームになっていきましたもんねという問題ではやっぱりないわけなんですね。だから、そこら辺はちょっとよくよく受けとめていただきたいと思いますけど。

○真子高齢福祉課長

その辺は動向も加味しながら。それと、宅老所だけでは経営が成り立たないということで、介護機能を持たせて一緒に運営するというケースもございますので、そういう併設型も含めて、こちらのほうでは動向に注視していきたいというふうにあります。

○高柳委員

前回は聞きましたけども、資料19の85ページ、敬老祝金についてなんですが、市内に居住する88歳と100歳以上の高齢者に対し、敬老祝金を支給すると。例えば、87歳、99歳で



佐賀のほうに来られました。その場合でもこの健康祝金というのは支給されるんですか。佐賀に在何年とかいう規約があるんですか。

○真子高齢福祉課長

これは9月1日時点での住民票で判定をいたしますので、9月1日時点で佐賀市に住所がある方であって、この年齢要件に該当すれば祝金の対象にはしております。

○高柳委員

この会計年度で新たに100歳になられた方は何名でしょうか。

○真子高齢福祉課長

済みません。ちょっとお時間をいただきます。申しわけありません。

(「別件です」と呼ぶ者あり)

○成富福祉総務課長

原爆被害者の会の件で、先ほど2世、3世がいるかということのを最後につけ加えさせていただきます。

2世、3世は含まれないということでございました。要領等の中では特に除外してはいないけども、加入は現在のところないということでございました。やはり高齢化が進んでおり、そういった方々についても加入を呼びかけるような形でやっているということでお話をお聞きしました。以上でございます。

○堤委員長

ほかに御質疑はないでしょうかね、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、第3款第2項高齢者福祉費についての審査をこれで終了したいと思います。

ちょうどお昼になりましたので、一旦休憩を挟みましてというふうに思います。

ちょうど12時でございますので、1時から再開ということによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように取り扱います。一旦休憩いたします。

◎午後0時03分～午後1時00分 休憩

○堤委員長

それでは、全員そろわれたようですので、文教福祉委員会を再開いたしたいと思います。

午後は第3款第3項から始まりますが、その前に、午前中の積み残しの分があるということでございますので、その報告をまずお願いしたいと思います。

○真子高齢福祉課長

それでは資料番号19番の85ページです。

敬老祝金で御質問がございました。平成26年度の敬老祝金の対象になった新100歳以上の方の人数ですけれども、新100歳以上の方が59人いらっしゃいます。

続きまして、同じ資料の92ページでございます。地域包括支援センター運営経費でございます。400万円の内訳ということです。主なものとしまして、日日雇用職員1人を雇用するための人件費で約170万円ということで、率にして、41.2%ということです。これが主な経費になっております。

それと、地域共生ステーションの一覧表ですけども、今、作成しておりますので、きょう中には、お渡しできると思いますのでよろしくお願いいたします。

○堤委員長

御報告ありました件で、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでありますので、それでは午後の部ということで、第3款第3項から第5項の保健福祉部所管分について執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第3款第3項から第5項中関係分 説明

○堤委員長

それでは、第3款第3項から第5項の説明をいただきました。

委員の皆さんの質疑をお受けしたいと思います。

○山下明子委員

109ページですが、まず最初に、訪問活動の関係で、さっき一つの目安を決めておられるという説明がありましたが、高齢世帯や施設に入っているところは年に二、三回、母子世帯その他のところは一、二カ月に1回という言い方だったんですが、例えば、施設に入っているところというのは意味なのか、高齢者がという意味なのか、どうなんですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

施設に入っている方もですけど、居宅の高齢者の方につきましても、平均で年に2回から3回程度となっております。

○山下明子委員

特にことしは猛暑で亡くなっておられたりとか、それから、よく知らぬ間に亡くなっておられて後からわかったとかいうケースがありますが、この平成26年度で、例えば、高齢の方等で知らない間に亡くなっておられたというケースはないですか。

○生活福祉課職員

平成26年度中に数件ありましたけども、件数まではつかんでおりません。

○山下明子委員

件数はわかると思いますので、ぜひ調べていただいて。だって、数件だったら。しかも、亡くなっておられるので、そこはやっぱりつかんでおいてもらいたいと思います。

それで、結局年に二、三回ということで果たして大丈夫なのかなという場合もあると思うんですね。それはケース・バイ・ケースではあるんでしょうが、大変寒い時期だとか、

大変暑い時期だとか、そういうときは健康状態の確認だとか、声かけなんかも含めて、地域の民生委員などが声をかけられたりもしているとは思いますが、ケースワーカーとしての気配りだとか、その辺はどんなふうになっているんですかね。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

まさに委員おっしゃるように、特に気になる高齢者については、ケースワーカーが、基本的には年間2回から3回ですけれども、気になる場合は毎月でもということで、電話をかけたりとか、あるいはさっきおっしゃったように、地元の民生委員に状況を尋ねるとかということで、やっぱりそういった方については、特にケースワーカーは気をつけて見守りをしているというところでございます。

○山下明子委員

それはぜひそうだし、さっき亡くなっておられた方も数件あるということだったので、数字は後にしたとしても、そういうことがあったときには、やっぱりなおさらどういったところが問題だったのかとか、いろいろと分析もされると思いますので、そこら辺が何か検討、思い出しがあるならば御説明いただきたいのと、下のほうの相談件数が経年で見ると減ってきていますが、これはどういう傾向なんでしょうか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

まず、前段のほうでございます。そういう孤独死等がないように、引き続きそれぞれのケースワーカーには、気になればしっかりと見守りをするように、当然、私のほうからも指導、強化をしていきたいと思っております。

それから、相談件数の推移でございますけれども、平成22年度、23年度というところで見ますと、稼働年齢層の方、いわゆる働ける年齢にあるけど働けないような方が相談にお見えになったりもします。そういった方というのは、自分ではまだまだ生活保護までは至らないけれども、何とかして就労していきたいというような形で相談にお見えになります。生活保護になると、いろんな制約がございますので、そういった方は何とか自活したいということで結構頻繁に相談にお見えになられます。それが最近の傾向としましては、今、高齢の被保護者がふえてきております。高齢となると、就労活動という以前の問題で、ほとんどが寝たきりとか、病気とか、あるいは施設のほうからの照会で来ますので、複数回相談というのがありません。お見えになったら、ほぼ1回か2回目で保護申請書を提出されますので、その時点で保護申請書を受理するということですので、そういった高齢化の部分で相談の内容、頻度がやっぱり変わってきているということでございます。

○堤委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、以上をもちまして第3項から第5項の保健福祉部所管分についての審査を終わりたいと思います。

次に、第4款第1項及び第10款第5項の保健福祉部所管分及び市民生活課所管分について、執行部の説明を求めます。

◎第64号議案 平成26年度佐賀市一般会計歳入歳出決算中、歳出第4款第1項、第10款第5項中関係分 説明

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

済みません。先ほど山下委員のほうからお尋ねのあった高齢者の死亡の件でございます。3件は、高齢、単身で、いずれも男性でございます。

死因につきましては、死亡検案書で病死というようなことになっております。

まず、1人目は、ヘルパーの方が発見され、死後1日たっていたと。2人目の方は、いとこの方が最近連絡がないということで来たら死亡していたということで、これは1カ月以内に死亡されていたと。3人目は近くの民生委員がちょっと気になって行ったところ亡くなっていたということで、この方も1カ月以内に死亡ということでございます。

私どもケースワーカーとしましては、こういうことが起こらないように、しっかりと見守りを今からも続けていきたいと考えているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。じゃ、その件について。

○山下明子委員

ヘルパーがというところは、ヘルパーがかかっているから、本当にタイミングの問題だったとは言えると思うんですが、あとの2人の場合は1カ月以内ということで、まさに先ほどの年に二、三回という対象だったのかなという感じがするんですね。

そうなると、近所の民生委員も件数が多くて、常々ずっと見ているというふうにもならない中でも、気になるところはずっと見ておられるはずなんですよ。だから、いろんなことが重なったかもしれないけれども、1カ月以内というのは相当長期間ですよ。3週間以上ということでしょうから。ですから、その点は、やっぱりケースワーカーの体制の問題も含めて、もう少し何か考えていかなければ、今、天候の不順だとか、いろんな問題があるので、これは3件だったからといって済ませられないケースではないかなというふうに思いますので、それはちょっとどんなふうですかね。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

当然、私どもケースワーカーもですけど、高齢福祉課のほうとの連携をとって、高齢福祉課のほうでも今、独居老人の方の日常的な見守り等がございますので、そういったところを含めて、孤独死がないように、私どもも高齢福祉課と連携をとりながらしっかりとやっていきたいと思っております。

○堤委員

よろしいですか。

それでは、第4款第1項及び第10款第5項の説明が終わりました。

委員の皆様から質疑をお受けしたいと思います。

○松永憲明委員

資料19番の115ページの母子手帳作成経費のところ、妊娠届け出の際に母子手帳を交付して、母子保健事業の説明や相談を行ったということなんですけども、ちょうどこの委員会で、せんだって君津市のほうに視察に参りました。その中で、この母子健康手帳を交付するに当たっては、十分相談、状況をお話しして、そして、問題点を把握していくというようなお話があったんです。そのためには、落ちついて話ができるような部屋も確保しながら行っていますということで、後々のケアなどにつないでいくというようなお話があったわけなんですけども、佐賀市の場合は、この相談のあり方は、どういうふうな形でこれを対応されているのか、お伺いしたいと思います。

○健康づくり課職員

母子手帳交付時の佐賀市のやり方ですけども、別室ではないですけども、窓口には必ず座っていただいて、ちょっとゆっくりできるような感じで必ず対応はしております。アンケートをとっておりまして、その中で、相談相手がありますかとか、あと、いろんな項目を聞いておりまして、その中で気になることがあったらその場でも聞きますし、後で家庭訪問とかでのフォローもしておりますのでとって、その次につなげたりということで、母子手帳だけじゃなくて、アンケートまで含めて相談もしているところです。

○松永憲明委員

結局、窓口ということになりますと、近くに関係ない人もいらっしゃるわけですかね。

○健康づくり課職員

一応ですね、1つの窓口には1人いらっしゃるので、すごく近くに誰かがいるわけではないです。一遍に2人とか3人とか見られるときもありますけど、その人たちのスペースというのは、ある程度の広さがあります。ほほえみ館のほうはですね。だから、隣の人がすぐ聞けるような状態ではないところでお話はできているところです。

○松永憲明委員

つまりある程度落ちついて、安心してやりとりができる環境にあるということですかね。

○健康づくり課職員

もし込み入った話になれば、別室もありますので、そこに行っていただくということもあります。

○山下明子委員

私もここで聞きたかったんですが、アンケートもとられているということで、まさに君津市の場合は規模があれだけでも、同時に見た足立区のとときには、人数が大変多いから、全部は相談ができないため、アンケートの中に、例えば、妊娠をしたときの気持ちはどうですか、うれしかったですかとか、何かそういう聞き方をしながら、望ましくないと思われる妊娠だとか、悩みだとか、DVだとか、いろんなことを察知できるような項目を

さりげなく入れているということであったんですが、そのアンケートの中では、そういうことも意識しながらのつくり方にやっぱりなっているのでしょうか。

○健康づくり課職員

今おっしゃったのと多分同じような感じで、妊娠をしての気持ちも聞いておりますし、夫に相談できますかという項目もありますので、そこら辺も見るようにしております。

○山下明子委員

121ページから122ページに関しての歯科保健対策事業ですね。歯周病の検診というと、コマーシャルなどではとても大事だと言われつつ、実際に痛くならないとなかなか歯医者に行かないというふうにどうしてもなりがちな中で、この検診の勧奨とか、そういうことについてはどんなふうに取り組まれてきていますか。あるいはこの1,117件というのはふえているのでしょうか、減っているのでしょうか。

○健康づくり課保健予防係長

歯周疾患検診に関してですが、実施方法としましては、集団健診のときにあわせて、20歳以上の方を対象に実施しております。個人負担は無料にしておりますので、もともと予約で受ける方が集団健診に来られたときに受けられる場合もありますけれども、予定されていない方にも、枠があるときには、ほかの検診に来られた方に勧奨をして受けていただいたりして、なるべく受けていただくようにしているところです。

受診者数に関しましては、ここ数年、1,100人から1,200人ぐらいで推移はしているところです。

○山下明子委員

個別での歯科検診というやり方もあったかと思うんですが、なかったですかね。集団だけですかね。

○健康づくり課保健予防係長

集団検診のみで実施をしております。

○高柳委員

120ページの自殺予防普及啓発事業でラッピングバス1台をされたということなんですが、この啓発事業を行っても自殺者が出たと思われませんが、平成26年度、佐賀市における自殺者数と把握されている年代までわかればお願いします。

○百崎健康づくり課長

自殺者数の平成26年度の実績ということでございますけども、厚生労働省の人口動態統計による居住地別の数字でございますけど、平成26年度で40人、年齢につきましては、ちょっとこちらのほうに手持ちがありませんけど、うち男性が31人でございます。10万人当たりの自殺者数は、全国平均が20、県平均が19.8、佐賀市が16.9というような状況になっているところでございます。以上です。

○高柳委員

できましたら、40人の内訳の中で若年層があるかないかの確認をしてもらいたいんですが。

○百崎健康づくり課長

確認して、また回答いたします。

○松永憲明委員

274ページの社会同和教育費の人権教育・啓発推進事業で、いろいろと実績がそこに書いてありますけれども、この事業で講師を招いて行うケースというのはどれくらいあったのでしょうか。

○北島人権・同和政策課長

ここに開催実績を載せておりますけど、基本的には、この1番の佐賀市人権・同和教育学級も半分ぐらいが外部講師で、残りがうちのほうの社会同和教育委員です。ほかの分もですね、社会同和教育委員と外部講師を使い分けながらやっております、今のところ何人という形では集計しておりません。

○松永憲明委員

その外部講師についてなんですけども、主にどういう方々においでいただいているのか、わかりますか。

○北島人権・同和政策課長

例えば、佐大の松下先生とか、学識経験者の方とか、SSFの谷口さんとか、人権に深い方を呼んでおります。

○松永憲明委員

例えば、被差別地区の人だとか、あるいはそういった団体に属している人とかいうケースはないんですか。

○北島人権・同和政策課長

被差別部落の方で講師というのがまだまだ通常の方の中で理解が低いところもございまして、やっておりますけど、県の地区別研修とかですね、専門指導の場には、うちの支部の方、女性部長とか行かれて、研修とかは実施をされております。

○川崎委員

130ページの天山地区共同斎場組合負担金720万円が上がっているんですけど、この内訳を教えてくださいと思います。

○中村市民生活部副部長兼市民生活課長

負担金の内訳でございましてけれども、施設管理負担金が390万円程度、それから、建設負担金が330万円程度となっております。

○川崎委員

ちょっと私も勉強不足ですが、この天山地区共同斎場組合負担金、これはわかるんですけど、この天山地区に久保田町が共同するに至った内情と、何で佐賀地区にされないのか

ということをちょっと説明してもらいたいと思います。

○中村市民生活部副部長兼市民生活課長

天山地区共同斎場組合につきましては、合併前の久保田町が多久市、それから、小城町の団体で組合をつくっております、久保田町につきましては、その当時、そちらのほうへの加入が有利という判断のもと、そちらのほうにかたられているというふうに思っております。佐賀のほうに入らなかった理由につきましては、経費の負担等から見て、そちらのほう有利というふうに判断をされて、そちらのほうに加入されているというふうに認識しております。

○川崎委員

きょうは決算ですけれども、今後、高齢者時代に入って、亡くなる人がたくさん出るだろうと思うんですけど、私から言えば、川副葬祭公園、東与賀火葬場あたりを一つの火葬場に統一したらというふうに考えているんですけど。維持管理経費も今後、相当出てくるだろうと思うもので、市当局としてはそういう考えはないでしょうかね。

○中村市民生活部副部長兼市民生活課長

佐賀市で今直営でやっております3施設の統合の問題だというふうに思います。

今後の利用者数の動向を見ますと、先ほど委員言われるとおり、今後伸びていくというふうな数字が出ています。平成58年度がピークで、それまでどんどん伸びていくだろうというふうな推測をしているところです。ただ、今現在のつくし斎場、川副葬祭公園、東与賀火葬場、その3つですね、そういったところの焼却能力といいますか、そういったものを計算してみても、それをカバーできるような数値になっております。

ただ、どこかの施設が火災等で使えないとかいうような問題とか、いろんな問題等があったときの危機管理の問題とか、そういったことを考えたときに、すぐに統廃合をやっていけるのかということについては、ちょっと疑問な部分もございます。

先日、唐津市のことが佐賀新聞にも載っていたと思います。市民感情の面ですね、地域性の問題等もありますので、最終的には今後の維持管理費用の問題、処理能力の面、そういったものを含めて判断をしていきたいなとは思っております。

○川崎委員

川副町の斎場は、川副・東与賀清掃センターと隣接してあったんですけど、あそこも炉を解体したら、結構、広い面積ができるだろうと思うし、地域からもですね、ある程度、統合してもいいだろうという解釈があるわけですね。市当局としても、今後、その統廃合に対して、前向きな検討をしてよかろうというふうに私は判断しています。これは私の意見として受けとめてください。

○堤委員長

ほかに御質疑は。先ほどの分ですね。

○北島人権・同和政策課長



先ほどの同和関係者による研修会の講師なんですけれども、資料番号19の275ページの同和問題講演会なんですけれども、「ある精肉店のはなし」ということで、「いのちを食べて いのちは生きる」ということで、被差別部落の生活についての体験を講演していただいております。そしてまた、公民館の主事会の中でもですね、部落解放同盟の福岡市協議会のほうで講師を招いて講演を行っていただいております。以上でございます。

○堤委員長

今の報告に質問はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上をもちまして、質問はもうないということではございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑がないようでありますので、本日予定しておりました議案審査を全て終了いたします。

執行部の方は退席いただいて結構でございます。

(発言する者あり)

40人の自殺者の若年者の方については、もし遅れるようであれば、高柳委員のほうに直接御報告いただければと思います。

それでは、3日間、決算議案の審査を行ってまいりましたが、決算議案審査に関して現地視察の御希望はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、現地視察の希望についてはないということで進めたいと思います。

次に、本日の決算議案審査において、委員会として意見、提言を取りまとめる案件の候補として、さらに協議、検討が必要な案件はございますでしょうか。

まず、きょうの分です。昨日の分は幾つか出ておりましたが。

(発言する者あり)

◎執行部入室

○堤委員長

報告できますか。じゃ、ちょっと中断いたしまして、報告してもらいます。

○百崎健康づくり課長

自殺者の実績ということで、高柳委員のほうから御質問がございました。年代的にどうかというお話だったと思います。

まず、私は平成26年度ということで申しましたけど、暦年で1月から12月の統計になっているそうです。平成26年の実績ということで御説明させていただきます。

20歳未満が男性2名、女性ゼロで、合計2名です。20歳代が男性1名、女性ゼロで、合わせて1名です。30代が男性4名、女性2名、合わせて6名です。40代が男性6名、女性ゼロ、合わせて6名です。50代が男性9名、女性3名、合わせて12名。60代が男性4名、女性1名、

合わせて5名でございます。70代が男性1名、女性3名、合わせて4名でございます。80歳以上——統計上は80歳以上になっているそうです。男性4名、女性ゼロ名、合わせて4名。合計の男性31名、女性9名、合わせて40名となります。以上でございます。

○堤委員長

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質問ございませんので、ありがとうございました。

◎執行部退室

○堤委員長

じゃ、話のもとに戻りたいと思いますが、本日の審査の中で、さらに協議、検討、提言、提案のほうに結びつけていきたいものについて抽出したいと思いますので、よろしく願いします。

◎意見・提言対象案件抽出に関する委員間協議

○堤委員長

確認します。

あさって執行部に再度説明を求める案件としましては、学校給食充実事業の中で、食育・食環境推進事業ということで、給食の地産地消について、次に、地域共生ステーションについて、最後に、生活困窮者自立促進支援事業で、若年者就労意欲喚起等支援事業と生活困窮者自立促進支援事業について、以上3件です。

そして、意見、提言を行う案件として残っていますのが、再度説明を求める3件に加えて、肥前国庁跡保存管理事業と、もう1つが同和対策推進事業についてということで、この5つが附帯決議になる可能性がある案件として残っているという理解でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、今、整理ができましたので、そういったことで行いたいと思います。

それでは、あさってになりますが、3つの案件について執行部の説明を求めたいと思います。

1件当たりの持ち時間は、説明、質疑を合わせて30分から40分程度をめどに説明を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、9月4日の執行部からの説明順については執行部との調整が必要ですので、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

それでは、次の委員会は9月4日金曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これで本日の文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。